

2026 年 7 月 23 日

お客さま各位

株式会社富山銀行

当行へお届けの在留期間が経過した外国籍のお客さま への預金取引の一部制限について

当行では、口座を開設されている外国籍のお客さまにつきまして、窓口にて在留資格・在留期間満了日等を確認させていただいておりますが、当行に申告いただいた在留期間満了日を経過（未申告を含む）した外国籍のお客さまの預金取引につきましては、犯罪収益移転防止法および当行の預金規定に基づき、下記のとおりお取引を一部制限させていただきます。

お客さまとの円滑なお取引を継続するため、お手数ですが、最新の在留期間満了日を在留期限到来前に当行にお届けいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 制限開始日

2026 年 11 月 24 日（火）

2. 制限するお取引

現金引き出し、振込などの出金取引

3. 在留期間満了日のお届け手続き

当行本支店窓口にてお手続きいただけます。お手数ですが、ご来店時は以下のものをご持参ください。

- ・ 通帳またはキャッシュカード
- ・ 在留カード（または特別永住者証明書）
- ・ お届けのご印鑑（引っ越し等で当行にお届けの情報が変更されている場合や口座の解約を行う場合）

4. その他（在留期間満了日までに在留カードの更新が完了していない場合）

当行本支店窓口で「在留カードの更新手続き中」であることを、以下のいずれかの方法によりお届けいただけますと、在留期間満了日から 2 ヶ月間、預金取引の制限を解除いたします。

なお、更新手続きが完了しましたら、改めて更新後の在留期間満了日をお届け願います。

（１）「在留資格更新許可申請中」のスタンプが押印された在留カード

（２）在留資格更新のオンライン申請に係る受付メール（印刷してご持参ください）

以 上

本件に関するお問い合わせ先

富山銀行本支店窓口

受付時間 銀行営業日 9:00～17:00